

令和7年8月7日
国家公務員共済組合連合会斗南病院

職員の懲戒処分について

国家公務員共済組合連合会斗南病院において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、斗南病院職員就業規則第80条の規定に基づく懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事案の概要	職員による危険手当の不正受給及び医療機器の不正使用行為
処分年月日	令和7年7月2日
処分量定等	(行為者・量定) ・ 看護師（40代） 停職（20日） 1名 ・ 看護師（40代） 停職（ 7日） 1名 ・ 看護師（30代） 停職（ 7日） 1名 ・ 放射線技師（40代） 停職（ 7日） 1名 ・ 放射線技師（30代） 停職（ 7日） 5名 ・ 臨床工学技士（40代） 停職（ 7日） 1名 ・ 看護師（30代） 減給 2名 ・ 放射線技師（20代） 戒告 1名 (監督者・量定) ・ 看護師・師長（50代） 減給 1名 ・ 放射線技師・技師長（50代） 減給 1名 ・ 臨床工学技士・技士長（40代） 戒告 1名

(照会先)
国家公務員共済組合連合会斗南病院
担当：事務部総務課 伊藤
電話 011-231-2121(内線8402)